

## 学芸員の養成・認定・研修に関する今後の在り方（案）

### （基本的な考え方）

- ・ 学芸員制度の今後の在り方については、「実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において継続的に検討していく必要がある」（文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」令和3年12月20日）とされている。
- ・ 答申に示された中長期的な議論を行うことはもとより、まず着手できるものから、学芸員関係の制度の整備を図る必要がある。

### （1）学芸員養成課程の今後について

#### （博物館に関する科目について）

- ・ 学芸員となる資格を取得するために修得することが求められる博物館に関する科目の単位として、博物館法施行規則は、下記の9科目19単位を定めている。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

- ・ これらの単位は、平成24年度以後、学芸員等の博物館における専門的職員に求められる知識を教授するための科目の単位として安定的に運用されてきていることから、原則として維持するが、博物館法の目的に「文化芸術基本法」が加えられたこと等を踏まえて、対応を検討することが必要と考えられる。
- ・ その上で、改正法が、博物館が地域の他の主体と連携することや、デジタル・アーカイブに取り組むこと等を求めていることを踏まえ、これからの博物館に特に必要とされる専門的知識に深く関わる科目については、標準的なカリキュラムの開発を検討する。

#### （博物館実習について）

- ・ 博物館実習は、学芸員等となる資格を得ようとする者に、博物館現場等における業務を実際に体験させ、学芸員等としての実践的な能力の向上を図るものであるが、短期の実習では十分にその目的を果たし得ないことがあるとの指摘が見られる。

- 平成 21 年に文部科学省が策定した博物館実習のガイドラインでは、10 日程度の実習を前提とした記載となっているが、このような指摘も踏まえて、より長い期間を想定した実習の在り方を検討する。また、現在実習を受け入れている博物館側の負担を軽減するため、博物館に係る事業を行う企業・団体における実習の取扱いを検討する。

## (2) 学芸員の資格認定の今後について

### (試験認定の意義と頻度)

- 学芸員に関する資格認定制度は、大学における博物館に関する科目の単位の修得に代えて、資格取得を希望する者の専門性を審査するものであるが、博物館法は、学芸員となる資格を得る方法として、第一義的には大学における必要科目の単位の修得を求めており、資格認定の仕組みは、あくまでも大学における学修を補完するものである。
- 資格認定のうち試験認定については、近年、毎年 100 人程度が受験しているが、そのうちの半数程度は筆記試験科目が免除されており、実際に筆記試験を受ける者は 50 名程度にとどまっている。

### (参考) 近年の受験者数と合格者数

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
受験者数	92 名	107 名	109 名	87 名	114 名
筆記試験免除者数	35 名	45 名	45 名	38 名	54 名
合格者数	40 名	52 名	52 名	46 名	65 名

- このような実態を踏まえつつ、効率的かつ効果的な資格認定の在り方を検討する。たとえば、審査認定の実質化や、放送大学等の通信教育や夜間大学等におけるリカレント教育の活用を促すことで、高い専門性を有する者や実務経験を積んだ者が、学芸員資格を取得する機会を失うことのないよう配慮しつつ、試験認定の頻度について、原則として隔年での実施とすること等を検討する。

### (選択科目の廃止)

- また、現行の試験認定に当たっては、博物館概論や博物館経営論などの博物館に関する専門科目を必須科目として課し、それに加えて、文化史や美術史、物理、化学などの選択科目を課している。
- 一方で、今日の博物館の在り方は極めて多様なものとなっており、これらの選択科目を受験させる意義が相対的に乏しくなっている。このため、試験認定における試験の科目は、必須科目としての博物館に関する専門科目のみとし、選択科目の受験は求めないこととすることを検討する。

### (審査認定の実質化)

- 資格認定のうち審査認定については、博物館に関する高い専門性や長期にわたる実務経験を踏まえて、受験希望者の申請に基づき、博物館に関する学識及び業績を審査して行うこととされている。博物館の多様化に対応し、十分な専門性や実務経験を有する者に対して資格を与える観点からは、今後、審査認定の制度をより円滑に運営することが求められる。
- 現在、審査認定は、受験者の学識や業績を審査するための書面審査と、意欲や態度について審査するための面接審査から構成されているところ、この構成の見直しを含めて、法令の趣旨に則った審査の在り方を改めて整理する。

### (3) 学芸員等の資質の向上方策について

#### (文化庁認定研修リスト)

- 学芸員等の博物館職員の知見を広げ、その専門性や職務能力の向上を図るため、文化庁や関係独法において各種の研修が実施されている。これらのうち、特に学芸員の資質の向上に資すると考えられるものを「認定研修（仮称）」として位置づけ、リスト化の上で公表することを検討する。
- 特に文化庁が行う研修の内容や対象者等については、改正法の趣旨を踏まえたものに改め、今後の博物館活動において求められる能力の涵養を図る。例えば、館長などの管理職を対象としたマネジメント能力の向上研修や、各博物館職員のキャリアに応じた内容を提供する研修等を実施する。この際、研修の受講機会の確保にも配慮する。

#### (認定研修受講者)

- 上記の「認定研修（仮称）」を受講した者は、その受講研修の数や内容について積極的に発信（名刺への記載や各館のウェブサイトにおけるスタッフ紹介等を活用）することで、博物館職員として有している能力・専門性を証明し、その信頼性を高めることができる。また、各館に属する職員の状況の可視化につながることを期待される。

#### (イメージ)

文化庁・独法等が行う認定研修の受講数を星数により名刺や各館のスタッフ紹介欄等でアピールし、受講した研修等を元に各職員の持つ専門性について発信することを奨励。

(想定される認定研修の例)

- ・文化をつなぐ研修 (★)
- ・ミュージアムPR研修 (★)
- ・トップマネジメント研修 (★)
- ・保存担当学芸員研修 (★)
- ・企画・展示セミナー (★)
- ・在外派遣研修 (★) ほか

